

様式第 1 号（第 3 条関係）

飯能市空家バンク物件登録申込書

年 月 日

（宛先）飯能市長

登録申込所有者

住 所.....

氏 名.....

このことについて、飯能市空家バンク実施要綱に定める制度の目的等を理解し、同要綱第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり空家バンクへ登録を申し込みます。

- 1 契約交渉に関わる全てについて、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会彩西支部会員又は公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部県西支部会員へ媒介を依頼し、併せて公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会彩西支部又は公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部県西支部へ情報の提供を承諾いたします。
- 2 登録内容は、別紙「飯能市空家バンク物件登録カード（様式第 2 号）」記載のとおりです。

注（1）本市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、所有者等と利用希望者間で行う物件の貸借・売買に関する交渉、契約等に関しての媒介行為は行いません。媒介業務は、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会彩西支部又は公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部県西支部の協力会員と媒介契約を締結の上、協力会員が行います。

なお、空家バンクに登録された空家の売買又は賃貸借契約成立後は、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 46 条第 1 項の規定に基づく額の範囲の報酬を媒介契約を締結した協力会員に支払うこととなります。

また、所有者等と利用希望者の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。

なお、既に宅地建物取引業者に仲介・媒介を依頼している空家については、空家バンクへの登録はできません。

- （2）申込みされた個人情報、本事業の目的以外に利用いたしません。